

福井海区漁業調整委員会会議次第（第22期第13回）

1 日時 令和5年3月29日（水） 13時30分～15時00分

2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール

3 出席者

（会長）小林 利幸 （会長代理）鈴木 聖子 （委員）平野 仁彦、
子末 とし子、木邑 康和、森 修、櫻木 忍、高橋 武一、東村 玲子、
富岡 啓二、後藤 正邦、常廣 正範
（事務局）石田 敏一、石本 健治、西口 智則、児玉 晃治、長島 拓也
柘植 卓実

4 副部長（水産）挨拶

5 議題

（1）諮問事項

- ・第15次漁業権免許に関する漁場計画（案）について
- ・福井県資源管理方針の変更について

（2）協議事項

- ・玄達瀬における委員会指示および漁場利用協定について

（3）報告事項

- ・個人情報の保護に関する法律施行規程の改正について
- ・第8次栽培漁業基本計画の策定について

（4）その他

6 議事録署名委員指名

小林会長：それでは、議事に入る前に、議事録署名員を御指名いたします。本日の議事録署名員は、森委員と櫻木委員にお願いいたします。

7 議 事

小林会長：それでは、1つ目の諮問事項について、事務局からの説明をお願いいたしま

す。

事務局：事務局より諮問事項の説明をさせていただきます。

まず、第15次漁業免許に関する漁場計画（案）について説明をさせていただきます。

資料1-1を御覧ください。

こちらは、3月10日開催した海区調整委員会で報告した福井海区漁場計画（素案）に対する県民パブリックコメントでの意見についてまとめております。

県民パブリックコメントで聴取された意見が11件となっており、意見については、今回、福井海区漁場計画（案）に反映をしております。

続いて、資料1-2を御覧ください。

こちらでは、県民パブリックコメントでの意見ではなく、各漁協など関係機関に対する意見聴取を行った際に出てきた意見となります。こちらの意見について、福井海区の漁場計画（案）に反映しております。

続いて、資料1-3を御覧ください。

今回福井県で設定する福井海区漁場計画（案）の概要になります。

共同漁業権について、共第1号、13号、30号、51号において、漁場区域の調整を行っております。

続いて、共第2号については、雑魚小型定置漁業及び磯刺し網漁業の操業時期変更をしております。

共第1号、8号、10号、11号、12号、13号、15号、16号、17号、20号、21号、22号、30号については、えむし漁業の削除を行っております。

共第7号、8号、30号については、雑魚小型定置漁業の削除を行っております。

共第18号については、アワビ漁業、サザエ漁業、トコブシ漁業、バイ貝漁業、カキ漁業、ウニ漁業、ナマコ漁業、タコ漁業、モズク漁業、イワノリ漁業、エゴノリ漁業、テングサ漁業、ウミゾウメン漁業を追加しております。

共第26号については、関係地区の変更を行っております。

共第27号については、ホンダワラ漁業を追加しております。

共同漁業権に関する説明は以上となります。

続いて、定置漁業権の説明となります。

資料1-5を御覧ください。

新免許番号の定置の1号、5号、7号、8号、10号、11号、12号、15号、18号、20号、21号、22号、23号、26号、28号、32号、33号、37号、50号、52号、53号、56号についてそれぞれ漁場区域の

調整をさせていただいております。また、15ですが、操業時期を4月30日から12月31日としていたものを、1月1日から12月31日として、通年に変更しております。

続いて、区画漁業権の説明をさせていただきます。

資料1-6を御覧ください。

今回、区画漁業権の漁獲物ですが、全ての区画漁業権を対象に漁獲物の名前を漁業種類、養殖業の名前で1種に、魚種を特定しない書き方に改めさせていただきます。

続いて、区画の第18号、第73号になりますが、漁場の区域の調整をしています。続いて、区画の第76号、第77号も区画の調整をしています。

新規の漁業権として、区画の第2号、80号、107号を設定しています。

期間については、共同漁業権、区画漁業権の真珠養殖業と網仕切り式養殖業は10年間、定置漁業権、区画漁業権は5年間の存続期間で免許を行います。免許予定日は令和5年9月1日からとさせていただきます。

最後、資料1-7を御覧ください。

こちら、今説明をしましたが、漁場区域の調整について、具体的にどのように調整したのか、資料1-7に示しております。

まず1枚目、共同漁業権1号、共同漁業権51号ですが、石川県と隣接する漁業権に当たることから、石川県の関係者と調整をしこのように漁場区域の調整をしています。

次のページ御覧ください。

河野村漁協の共同漁業権13号になりますが、以前、海区調整委員会の中で御相談させていただきました河野川の海面と内水面の境界として、今回、こちらの点(オ)と(カ)を結んだ線より河野川の区域を内水面の漁業権で設定しまして、この(オ)と(カ)の線を境として、内水面と海面の境として今後運用していくことを検討させていただきます。

次のページ御覧ください。

続いて、大島漁協の共同漁業権の30号になりますが、共同漁業権30号の起点としている鋸崎突端が小型底曳き網の操業海域を決める起点と重なっており、今回、その起点と合わせた緯度経度に調整しました。

次のページ以降、各定置網の操業区域の調整となりますが、水産課で航空写真を基に、実際に今入っている定置網の操業区域と合わせて再度調整をさせていただきます。皆様、自分の関係する地区を後ほどご確認ください。

最後から2枚目を御覧ください。

区画の18号について、現在、敦賀市漁協で免許している21号になります

が、活用漁業権者より調整をいただきたいという意見があり、このように調整をしております。

次のページを御覧ください。

今回新規で設定させていただく区画第2号になりますが、今回、この港湾の中でサクラマスやウニの養殖を行いたいということで、漁協自営の個別漁業権として区画の2号を新規で設定しております。

次のページを御覧ください。

今回新規で設定させていただく区画の80号になります。小浜市漁協の組合員が、この中でワカメ養殖を行うということで、今回新規で区画80号として設定をしております。

最後のページを御覧ください。

こちら区画の107号、新規の漁業権となります。現在、この範囲では区画の201号として真珠養殖を行っておりますが、その組合員がカキ養殖も併せて行いたいということですので、今回、活用漁業権者及び関係する小浜市漁協と調整を取り、ここに新たに区画の107号を設定しております。

ただいま説明させていただきました第15次漁業権免許に関する漁場計画の案について、福井県知事より福井海区漁業調整委員会へ諮問が届いているため、読み上げさせていただきます。

水第2104号。

令和5年3月28日。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

第15次漁業権免許に関する漁場計画（案）について（諮問）。

現在免許している漁業権は、令和5年8月31日をもって免許期間が満了します。

つきましては、福井海区漁場計画（案）を別添のとおり策定しましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

資料にお戻りください。

お手元にございます共同漁業権の案、定置漁業権の案、区画漁業権の案となりますが、こちらがただいま説明させていただいた内容を反映させていただいた案となります。

今回、こちらの案について諮問をさせていただき、今後、公聴会を経て、委員会により答申をいただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上となります。御審議くださいますようお願いいたします。

小林会長：ただいま事務局からの説明がございました。何か御質問、御意見はございませんか。

事務局：補足させていただきます。

まず、資料1-1ですが、これは前回3月10日の委員会でパブリックコメントをさせていただきますと言った結果です。漁業法が改正されて、従来の調整委員会が開催する公聴会による意見聴取の前に広く県民の皆さんから意見を聴取しなさいという二段構えになっています。その結果が資料1-1でございます。

出てきた結果は、この表の右側のとおり、活用漁業権者からの意見が全てです。この活用漁業権者というのは漁協です。自分たちの今の漁業権についてそれぞれ意見をいただいたということで、県としても、調整上問題がなければそのようにしましょうということで、近隣の漁業関係者と打合せをして、ほぼ漁協の御意見のとおり変更すべきだろうとしております。

資料2は、それを受けて変更した上で、さらに漁協等の関係機関に照会をかけた結果、さらに追加の御要望もありまして、それを漁場計画として内容に入れ込んだところでございます。

今回の一斉更新で問題になるのは、一つは区画漁業権の新設が3つございますので、丁寧に皆様の御意見いただきたいと思っております。

その他、資料1-7について、黒い線が従来、赤い線が今度設定処理する区域ですが、かなりずれているところ、微妙にしかずれていないところがございますが、これは漁業権の場所が変わったのではなく、従来の漁場図において、図面に落としたときの精度が悪かったと考えていただければと思います。今回は緯度経度に直して告示する必要があります。今までは「何とかの地先に置いた標準から北北西の線何メートル」というような文言でしたが、市民の皆様に分かりにくいいため緯度経度にしなさいという水産庁からの指導がございまして、緯度経度に落とすに当たって、漁協と図面や航空写真も見ながら点を設定しました。その結果、従来の図面が不正確だったというものでございまして、実際場所を変えるというものではございませんので、その辺は御承知おきいただきたいと思っております。

以上、補足でございます。

小林会長：何か御意見はございませんか。

東村委員：資料1-6の説明の際に、具体的な場所の話ではなくて、最初に、魚種の名前を明記しないというような御説明があったと思いますが、意味が理解しにくいというか、分かっていないので、補足の説明をお願いできますか。

事務局：資料番号1-6の資料は、区画漁業権で、養殖のための漁業権となります。従来は一漁業権、一魚種ということで具体的な魚の名前を明記する必要があります。

ましたが、今回の更新から、それをするとそれ以外の新たなチャレンジができないということで、魚類と一くくり、あるいは藻類という一くくりで幅広く漁場が使えるようにということで国からの技術的助言がありまして、今回このように全ての、小割式養殖とか養殖の書きぶりを「藻類垂下式」や「魚類小割式」という記載に変更しております。この表は、今後新たな魚類を養殖することも可能になると。

東村委員：はい。ありがとうございます。恐れ入ります。

小林会長：ほかに何かございませんか。

何もございませんか。

それでは、当委員会の意見を答申する前に公聴会を開催し、それを踏まえた形で4月に答申することいたします。また、嶺北地区の委員は嶺北会場、嶺南地区の委員は嶺南の会場で出席をお願いいたします。御協力お願いいたします。日程と会場は事務局で調整をいたします。

それでは次に、2つ目の審議事項を事務局よりお願いをいたします。

事務局：事務局より、諮問事項2つ目、福井県資源管理方針の変更について説明させていただきます。

福井県資源管理方針の変更についてということで、まず資源管理方針について、事務局より簡単に説明をさせていただきます。

資源管理方針というのは、漁業法で定められている資源管理の適切な保存・管理を行うための方針となっております。国のほうで水産政策審議会という会議で意見を聞いた上で、農林水産大臣が資源管理方針というものを決定しています。都道府県は、国が定めたこの資源管理方針に即して、都道府県知事が都道府県資源管理方針を定めております。また、この都道府県資源管理方針策定の際には、県が漁業調整委員会の意見を聞いた上で国へ承認申請することとなっております。

今回、その変更の経緯について少し説明をさせていただきます。

現在、現行の資源管理計画というものから資源管理協定への移行というものを令和5年度の末までに行う必要があります。資源管理協定というものがこの福井県の資源管理方針に基づいて作成されています。

資源管理協定の対象魚種として想定されている魚種については、まず資源管理方針に記載が必要になってくるため、今回、資源管理方針にその対象魚種について追加を行います。

また、2つ目としまして、現在資源管理方針に定めているズワイガニの日本海系のA海域になりますが、その資源管理方針の中で知事管理漁獲可能量を小型機船底引き網漁業管理区分と漁船漁業等管理区分で管理するように現在の資源管理方針では定めております。方針に定めている場合、それぞれの区分に一

定量を配分する必要があります。ですが、福井県の現状として、ズワイガニは小型機船底引き網漁業による漁獲しかないことから漁船漁業等管理区分に配分する必要がなく、効率的に配分を行うために小型機船底引き網漁業と漁船漁業で管理区分を分けるのではなく、福井県ずわいがに漁業としてまとめて管理するような方針に定める変更を行います。

3つ目としましては、農林水産統計が更新されたことで令和2年のデータが公開されているため、今の令和元年の値を最新のデータとして更新を行います。

資料2-2御覧ください。

こちら資源管理方針の改正案となっております、変更した内容を赤字で修正させていただいております。

今回、資源管理方針の別紙において定める具体的な管理方針の追加ということで、資料15ページ御覧ください。資料15ページ一番上、「別紙3-1 あかがれい日本海系群」と書かれているかと思いますが、そこから、ひらめ日本海中西部・東シナ海系群、別紙3-3 まだい日本海北・中部系群。16ページ御覧ください。16ページ、別紙3-4 さわら日本海・東シナ海系群、16ページ下、別紙3-5 やなぎむしがれい日本海系群。資料17ページ御覧ください。17ページ中段、資料3-6 べにずわいがに日本海系群、資料下段、別紙3-7 ぶり。資料最後、18ページ。別紙3-8 あかあまдай福井県海域。こちらの魚種を対象魚種として、今回、資源管理方針の別紙に追加を行います。

また、資料2-2、ページ戻っていただいて14ページ御覧ください。

こちら別紙1-8 ずわいがに日本海系群A海域となります。こちらについて、福井県ずわいがに漁業として一括で管理することとし、対象とする漁業を「福井県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがに日本海系群A海域を採捕する漁業（ただし、大臣許可漁業を除く。）」ということで、福井県の知事許可漁業全てを対象とする漁業として定めております。漁獲可能期間についても、今回、周年と定めております。

戻りまして資料1ページ御覧ください。

こちらに書いてある生産量、生産額の値を令和元年のものから令和2年に変更させていただきました。

資料2-3御覧ください。

ただいま説明した内容ですが、現行の資源管理方針と改正案の資源管理方針について新旧対照表を作成しました。

内容については、ただいま説明させていただいたものが大きな変更となっております。

今回の方針の変更について福井県知事より諮問を預かっておりますので、ここで朗読させていただきます。

水第2105号。

令和5年3月28日。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

資源管理方針の変更について（諮問）。

みだしのことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9号の規定により別紙の通り方針を変更したいので、同条第10項の規定により準用する同条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

今回諮問させていただく内容について、答申を受けた後に水産庁と協議し、後日、水産課のホームページ等で公表を行いたいと思っております。御審議いただければと思います。

小林会長：ただいま説明が終わりました。何か御質問、御意見ございませんか。

富岡委員：確認ですが、今回の方針の変更というのは、現行の資源管理計画から令和5年度末までに資源管理協定に移行するための手続きか。具体的に言うと、資料の2-2の15ページ以降の別紙3に記載されている魚というのは、すべからず現行の資源管理計画にある魚であり、これを移したということでしょうか。――はい、分かりました。

また、資料2-2の14ページのずわいがにについて漁獲可能期間を周年としているが、省令との整合性はどうなるのか。

事務局：ずわいの漁期が管理方針上周年になっていることについて、上位の漁業法において禁漁期間が決まっているため、それを無視して周年できるということではありません。実際は水産庁から漁期管理期間に合わせているため、7月から6月までの管理期間という意味の周年ということです。

富岡委員：なるほど。分かりました。

東村委員：恐れ入ります。まさに今、富岡委員からの御指摘があった周年というところ、私も発言したいと思っていたので発言させていただきたいと思っております。ズワイガニの漁期は11月6日から3月20日であるが、そのような期を決めるために管理をするのは周年ですという理解でよろしいか。つまり、7月から6月までの中で管理をしており、その中で認められているのが11月6日から3月20日であるという理解でよろしいか。

事務局：A海域については禁漁ということです。

東村委員：はい。ありがとうございます。

富岡委員：ずわいがにについて、文言として「周年」が適切なのか通常「通年」ではなか。あと、「漁獲可能期間」とこのまま書くと、誤解を招くと思われるため、この点について誤解を招くようなことのないような対策が必要である。知らない人がこれだけ読んだら「ズワイガニ、一年中取れるようになったんだ」と読

むことができるため「漁獲可能期間」というこの文言についてそういう誤解を招くようなことのないような対応を御検討いただいたほうがいいのかなと考えています。

事務局：ありがとうございます。

資料12ページ、13ページ、するめいかとかまさば等の魚種についても漁獲可能期間ということで記載しており、このようなフォームかと思っております。結局、1年間通して管理するという意味でもって「周年」という言葉を使っているの、ここはこの言葉をお借りしているというところで御理解いただけると。御意見のあるように、誤解のないように、消費者も含めて誤解のないようにはしていきたいというふうには思います。

ありがとうございます。

小林会長：何かほかにございませつか。何もございませつか。

なければ、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申することによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

小林会長：それでは、諮問事項については以上といたします。

それでは、協議事項について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：それでは、事務局より説明いたします。

まず、資料3-1を用いて説明したいと思います。

これまでも玄達瀬釣りに係る漁場利用協定に基づいて委員会指示を出しており、今回、主な変更点としましては、この新旧対照表の第1の制限内容ですが、現行の「まき餌を使用し、または投棄してはならない。」、ただし書として、「ただし、令和4年6月16日から令和5年4月30日までは、まき餌の使用を認める。」という部分を削除するような形となっております。

次の変更点は、第12の指示の有効期間の変更です。この委員会指示ですが、2年間の有効期間をもって指示を出しており指示の有効期間を令和5年5月1日から令和7年4月30日までに更新をかけるという内容になります。

裏側ご覧ください。

裏側は、申請に必要な操業資格と提出書面の表になりますが、以前の委員会で頭出しをさせていただいておりましたが、釣り漁業の提出書面で、現行の「マリンホーン」という記載について昨年12月に廃止されたことから、今回、このマリンホーンの記述を削除しております。

釣り漁業の承認申請の際には、漁業無線の場合は、水産課にある漁船原簿で確認できることから、提出書面は引き続き不要としているのですが、マリンホーンのみで承認申請していた場合は、無線従事者免許証の写し及び無線局免許状の写しのほか、設備の装備を確認できる書類の提出が必要となるという形に

なっております。

資料3-2は、今説明した新旧対照表の溶け込み版となります。

最後に、資料3-3を御覧ください。

これが協定参加者で交された現在の漁場利用協定になります。このかがみ文にもありますが、県漁連から3月28日付で協定の締結が更新された旨の報告をいただきまして、今回、この協定の中でも操業の方法として「甲および乙の組合員とその組合員が案内する遊漁者ならびに丙の構成員の遊漁の方法は、手釣りまたはさお釣りに限る。」と前回の協定では「まき餌釣りは除く」となっていたところを、まき餌の使用を認めることがこの協定の中でも前回からの変更点となっております。

説明は以上になります。よろしく御協議のほどお願いします。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問ございませんか。何かございませんか。

何もないですか。

なければ、事務局案のとおり、委員会指示を発動することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林会長：ありがとうございます。

では、協議事項については以上といたします。

それでは、1つ目の報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：事務局より、報告事項1つ目について報告をさせていただきます。

まず、個人情報の保護に関する法律施行規程の改正についてということで説明をさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律ということで、福井海区漁業調整委員会では、委員会が保有している個人情報について開示の請求を受けた場合に、福井県個人情報保護条例というものを引用・参照する形で福井県個人情報保護条例施行規程というものを平成14年に定めておりました。この内容については、委員会が独自で作成したものではなく、福井県の知事部局やほかの行政委員会とほぼ同一のものを使用しておりました。

しかし、令和5年の4月1日付で参照としていた福井県個人情報保護条例の中で規定していた内容が改正され、個人情報の保護に関する法律に移行して一本化されたことで、福井県個人情報保護条例が廃止されることになりました。これにより、当委員会の規程である福井県個人情報保護条例施行規程が無効となることから、それまでと同等の扱いができるように、代わりに個人情報の保護に関する法律施行規定を定める必要が生じました。

これを受けて、事務局のほうで知事部局やほかの行政委員会とほぼ同一の内

容で個人情報の保護に関する法律施行規定というものを定め、こちら令和5年3月31日付で福井海区漁業調整委員会の告示として発出することとしております。

資料2ページ目御覧ください。

資料2ページ目からは、実際に告示する法律施行規程となっております。

内容の説明については今回省略させていただきますが、こちらの内容について、福井海区漁業調整委員会の事務局より公示をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

小林会長：ただいま事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

小林会長：ないですか。

それでは、次の報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：続きまして、第8次栽培漁業基本計画の策定についてということで、右肩「資料5」と書いてある資料のほうを御覧ください。こちらについて説明をしたいと思います。

まず、栽培漁業基本計画とは何でしょうかというところから説明をしたいと思います。

栽培漁業基本計画は、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するための指針としまして、沿岸漁場整備開発法いわゆる沿整法に基づきまして都道府県が策定するものです。沿整法の第7条の2におきまして「都道府県は、その区域に属する水面の沿岸漁場の生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、基本計画を定めることができる。」となっております。今後、漁業者の意見聴取を経ましてこの委員会のほうでの諮問をお願いすることとなりますので、よろしくをお願いいたします。

また、この基本計画のほうには、種苗の生産ですとか放流、育成に関する指針、また対象とする魚種の数量ですとか大きさ、また技術開発に関する目標や課題などの事項を定めることとなっておりますけれども、その内容につきましては、国の栽培漁業基本方針、こちらと調和する内容とする必要があるとなっております。こちらの資料5の4ページ目のほうに沿整法の関係箇所を抜粋してつけておりますので、参考までに御覧いただけたらと思います。

国の第8次基本方針ですけれども、こちらが令和4年、昨年7月1日に公表をされました。それを受けまして、県のほうでは7月から、令和5年度に8次の栽培漁業基本計画を策定する方向で作業を進めております。

これまで庁内で協議を進めて作成しました計画の内容につきまして、今後、漁業者、関係者の意見を伺うこととしておりますけれども、本日はその内容に

ついて事前に御説明をいたします。

まず、2の第8次基本計画の策定方針というところを御覧ください。策定の方針ですが、本来、栽培漁業の基本計画は水産動物の放流事業、これにどのように取り組んでいくのかということを示すものですが、本県の栽培漁業は、漁業者の従事する漁業の種類や放流効果に直結する価格の動向の変化等多くの課題に直面している状況です。また、近年では、沿岸海域の環境の変化の影響による、天然資源の漁獲量の増も非常に大きいことから、天然資源の持続的な利用と併せまして、生産をコントロールできる養殖業を拡大することがより一層重要性を増してきております。

こういったことを踏まえ、今回、第8次の計画では、栽培対象者に加え、養殖の対象魚種や内水面の魚種等も併せて扱うこととし、福井県の増養殖のさらなる推進を図っていくことを考えております。

続いて、計画の概要について御説明をいたします。

この計画の目標年度は令和8年度としております。国の基本方針は、栽培漁業の技術開発の進展を考慮しおおむね5年を1期として定めることとなっておりますが、7月に公表されました国の第8次方針の期間が令和4年度から令和8年度となっているため、今回策定する県の基本計画につきましても、この令和8年度という年度を目標年度としております。

また、(2)種苗の生産および放流またはその育成を推進する水産動物ということで、放流推進種と養殖推進種という2つの推進種に分けて表に示しております。こちらは県で生産している種苗だけではなく、県外から購入して放流や養殖を行う魚種、また、県のほうで研究開発段階の魚種も含め受益者から要望のある魚種、そういったものを挙げております。

これらの魚種の放流の数量、また技術開発の方向性ですが、こちらは資料の2ページ目を御覧ください。

こちらの(3)の表には、計画の目標年度である令和8年度までに、現状生産、放流している数量などから変更のある魚種、また技術開発の方向性に変更のある魚種等を掲載しております。こちらに記載している事項については、本県では第7次の計画というものを公表していないということから、現状の数値と目標年度の数値ということで記載をしております。

また、ここに記載した以外の魚種につきましては、8年度までの期間の間に現状の数量、方向性ともに変更がございませんので、今回は記載を省略させていただきました。

資料の3ページ目のほうに、県で生産している種苗について生産数量と大きさ、また用途について記載した表がございますので、御確認いただければと思います。

2ページ目に変更のある魚種ということで記載しておりますが、こちらについて御説明をいたします。

まず、これまで放流推進種ということでヒラメを挙げておりますが、ヒラメは、魚価が下がっていることから、刺し網を中心に従事者が減少しており、受益者からの要望も非常に減っているという状況です。そのため、受益に見合う規模に見直すこととし、生産数量、放流数量ともに縮小するという方向で計画には記載しています。また、かねてから、放流の効果実証事業ということで放流効果の検証調査を行っておりますが、今回の計画の中では実証調査事業は行わない、継続しないということで、考え方を変更しております。

また、同じく放流推進種であるアカウニですが、こちらは嶺南を中心に要望が非常に高いため種苗生産開発事業を実施しておりますが、令和5年度で技術開発事業を終了し、6年度から種苗生産事業として段階的に生産数を増やしていくということで、こちらのほうに数値を記載しております。

次に、バフンウニですが、これまで放流用の種苗として提供をしておりましたが、近年、嶺北を中心に陸上養殖用としての要望もあることから、養殖用種苗としても提供していく予定です。また、令和5年度からは種苗を有償化するというので、それに伴いまして改めて要望数の調査ということを実施しておりますが、令和8年度の目標値とし記載してある数値は、令和5年度現在の要望数をベースとして記載をしております。

この3魚種が現状と目標年度の8年度までに大きく変更のある魚種として記載をしております。

内容については大体今御説明したような内容ですが、最後に、策定に向けてのスケジュールを載せておりますが、これまで、7月からで計画の策定ワーキンググループというものを立ち上げており、12月までの間に4回の会議を開催し、福井県の増養殖の現状計画の内容について検討を行っております。その検討内容を基に、年明け、1月から計画の内容（案）の作成を進め、本日、委員会で説明をしているという流れになっております。

今後は、今日御説明した内容について、漁業者、関係者から意見を聞き、年度明けにもう一度、海区漁業調整委員会への諮問を経て公表というスケジュールを検討しております。

本日は概要について簡潔に説明しましたが、次、計画の具体的な案および魚種について具体的にお示しし説明させていただきます。

本日の説明については以上になります。

小林会長：ただいま説明がありました。何か御質問、御意見ございませんか。何かありましたらお願いいたします。

平野委員：バフンウニについて、生産した種苗を放流しても成長率や生存率が低く回収

できない。これだけ温暖化が進んだ状況下で種苗を放流しても意味が無いのではと感じている。バフンウニの生産量が減少しているが、これは水温による影響が大きいと考えられる。その点を考慮しない限り、たとえ種苗を放流しても生産までつなげていくことが難しい。

雄島地区でも放流を実施しており、九頭竜川の影響か不明だが他地区よりバフンウニがよく獲れている。しかし、当時と比較すると生産量は減少している。若狭等で一部獲れるところもあるが、そのような場所には流入河川があり、水温や栄養に影響を及ぼしているのではないかと考えている。その辺りを深く追及して種苗放流に取り組む必要があるのではないかと考えている。

事務局：水産試験場でバフンウニの調査をしていましたが、バフンウニの減少要因は幾つか考えられており、その一つとして水温の上昇が指摘されています。水温が28度を超えると、餌を食べなくなり、30度を超えると死滅するという状態で、場所によっては30度を超える場所もあることが一つ要因として考えられています。あと一つは、漁業者が減少して、バフンウニが生息する岩をひっくり返さないことで生息域である隙間が砂に埋もれたりという漁場の減少が指摘されています。

バフンウニの放流は、高温対策としては、大きな種苗を生産し、秋に種苗を放流して翌年の漁期に回収するという一方で、夏を経験させずに回収するという、地まき式養殖のように放流したものを海の生産力で大きくして回収するというような形で生産量を上げるような手法を実施しており、雄島の地区の放流海域では、水産試験場で、漁獲努力に対して回収した量が昔と比べて同じぐらい獲れるような効果の出る放流を実施しています。

しかし、海洋環境の変化や漁業者の減少等により全体のバフンウニの生産が悪くなっているという現象があるため、それに対応した放流をしていこうというような形になります。

平野委員：それでは、現在調整規則等で定めている漁期について、7月20日以降に設定している漁期を7月上旬等にはずらしてはどうか。

事務局：試験的に雄島で、特別採捕の許可で1週間早めるような試験をして、資源にどのような影響を与えるかを試験場で調査しており、実際入る日数や資源に与える影響が変わらないという結果が出ております。調整規則は県内全域にかかると、雄島以外の地区についてもそうしたほうがよいということになれば、調整規則を変更することも検討したいと考えています。

しかし、3,4年前から試験操業をしているが天候の都合により、実際に早く入ったのは1,2回程度であり、その中で、今のところは資源に与える影響も変わらないだろうと検討しています。県下全域含めて本当に変更する必要があるのか検討していく必要があると思っています。

平野委員：ウニ以外にサザエも採捕期間を検討すべきではないか。

高橋委員：サザエは3年ほど前の夏に大量に獲れた。あのとき、潜って取ったものが出荷すると臭いと言われた。それが物すごく暑いときであり海の中でも死んでいる状態だった。潜っている状態で拾って、見ると死んでいる状態。もう去年あたりから落ち着いていると思うがサザエに関してはそのような状態である。

バフンウニのことも、何か磯焼け現象が起きているのではないか。

木邑委員：定置漁業権（案）と書いてある資料ですがこれは今現に入っている位置でいいということですね。

事務局：今の網を変える必要はないです。

木邑委員：はい、分かりました。

森委員：栽培漁業基本計画について、もっと漁業者が望む魚種等を検討していただきたい。

事務局：これから漁業者とか団体の御意見をお伺いするので、そのときにまたお聞きします。

森委員：はい。お願いします。

小林会長：報告事項は以上といたしますので、その他でお願いします。

高橋委員：各地区の割当て量は変わらないのですか。

事務局：令和4年度と国から配分されている数量が同じであり、配分する方法等は本年度と同じ方法であるため、多分同じような数量になるかと思えます。

高橋委員：ただ、大型から小型に移行したいという意向を緩めて対応していくべき。

今、美浜町辺りは大型が残っている。小型が足りないから何とかしてくれと言っているが融通が利かないので、出てきたらそういうことに対応できるようにしていただきたい。

そして今、留保枠を県定置協会が管理しているが、この前も小型の枠がなくなっただけでどうするのかといったら、県定置はちょっと持っていると言う。それは押し問答の末、出してもらえたが管理は定置網組合に任せないで福井県が管理したほうが一番手っ取り早く配分できるのではないか。福井県定置に任せても何か意地張ってるようで、絶対出さないと云ったら出さない言うし、何とか最後には少しだけ出してもらえたがどうしたらいいかなと思って。

事務局：定置の全体会議のときに県の留保を県定置と相談して、全体会議のときに皆さんそのとき合意の下、県定置から随時必要に応じて足りないところに出すような形で合意されて県定置の留保分としてそこから随時出してもらおうような形を取ったというのが現状ですが、そのときに県定置も、全体を超えるというのが絶対に許されないという会長の判断で、留保も持っておきたいという意向でした。その持っておく量がどれだけ持っておくかというところで、会長と会員の皆様の間で齟齬が生じた。最終的には、事務局や県で相談し、予備で残すに

は少し多いだろうということで、幾つかは残してそれ以外を一旦また会員の皆様にお配りしたと聞いています。

また、県の留保の取扱いについては漁期の後半になってから県定置協会と相談していきたいと思います。

高橋委員：あまり漁業者の意見を聞かなくていい、意地を張ってる感じで出してこなかったの。大きな定置漁業者はまだ補助金を受けて操業しているが、個人の漁業者は保険も掛けられない状況が多い。徐々にマグロは多くなっているが、みんな守っているのに余分に定置網組合が何かのために持つておるということは、組合員を信用していないということで、やっぱり信用してもらわないと困る。小型定置網のことを考えて、ある分は全て出し切るようにしたらいいのではないかと考えておりこれからそういう方向に行ってほしいと思います。

事務局：また県定置とも相談したいと思います。

あと、大型から小型に振り替えるのは定期的に、今回も全部で7回交換のタイミングがありましたが、そういったタイミングを捉えて交換の要望を出していただければいいかなと思います。

ただ、これは私の意見ですが、今年20キロぐらいのそれなりに大きいサイズが多く、それが今年30キロ超えてくると、今度それが大型魚としてに参入するため様子を見ながら小型と交換するかというのは検討していただければなと思います。

高橋委員：私らもそれを踏まえて大型を使うか使わないか検討をしているが、やはり2月、3月と押し迫っている状況なら差し替えてもいいと考えている。

鈴木会長代理：白熱した議論はあるんですけども、一応御納得いただいたということで、本日は終わりにしたいと思います。

この間、3月に、日本海側の広域漁業調整委員会の会議に出させていただいて、いろいろトラフグとかガザミとかが諮問されましたが、一番白熱したのは今のマグロのお話で、ちょうど遊漁の—また来年の指示の話で議論がありましたが、いるのに取れない漁業者の方と、放流してもなかなか生き残らないだろうというお話と、あと遊漁の方は1匹しか取れない、放流すればかなり生き残るからキャッチ・アンド・リリースがしたいというような議論がずっと続きまして、全国でもそのような議論が続いていたということでございます。

また、県の中だけではどうにもならないことも多いですが、また、ぜひこういう機会に議論を続けていく必要があるのかなと思います。

それでは、本日はどうもお忙しいところ、ありがとうございました。